

令和2年3月29日
横 浜 税 関

横浜税関における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

【概要】

令和2年3月28日（土）、横浜税関の職員（女性、50代、神奈川県横浜市在住）が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

【業務内容】

- 当該職員は、横浜税関山下分庁舎（横浜市中区山下町）において、輸出入貨物の通関業務を担当する部門に所属していますが、基本的に内部事務に従事しており輸出入者等の一般の国民の皆様と接する業務は行っていません。
- 3月17日（火）の勤務を終え、自宅へ帰宅後に倦怠感、咳等の症状が発生したため、翌日以降は自宅療養しており、勤務はしていません。また、発症前については、マスクを着用して勤務していました。

【横浜税関山下分庁舎の対応】

- 横浜税関山下分庁舎においては、保健所の指導の下、当該職員が執務等をした区画の清掃・消毒は既に完了しており、念のため、輸出入者等の皆様がお越しになる区画を含む庁舎内広範囲の消毒を実施しました。
- また、保健所より当該職員との濃厚接触が疑われる職員はいないと言われておりますが、念のため周囲の職員を自宅待機としております。
- このため、横浜税関山下分庁舎においては、保健所の指導の下、自宅待機を行っている職員以外の職員により業務を継続することとしております。

【経過】

- 3月17日（火）、帰宅後夜間に、倦怠感、咳等の症状。
- 3月18日（水）、発熱（37.5℃）、医療機関Aを受診。以降自宅療養（27日（金）まで）。
- 3月23日（月）、体調不良が続くため、医療機関Aを再診。
レントゲン検査、血液検査を実施。
- 3月27日（金）、検査結果確認のため医療機関Aを再診。
発熱（38℃台）、呼吸苦、医療機関Bを紹介され受診。
胸部CTにて肺炎が確認されたことから、医療機関Cに転院し入院。

- 3月28日（土）、PCR検査の結果、新型コロナウイルス感染症の感染を確認（主治医は3月18日発症と診断）。
- 現在、医療機関で入院中、本人の病状は軽症。
※ 3月18日（水）以降、当該職員の勤務はありません。

【渡航歴】

- 2月16日（日）から同月24日（月）までの間、私事でオーストラリアへ渡航しておりました。帰国後14日間は、毎日、体温測定、咳症状等の有無についての記録を作成しており、当該期間において、発熱、咳症状等はありませんでした。

【行動歴】

- 現在調査中であり、保健所が行う感染経路等の特定のための所定の調査に協力してまいります。

【コメント】

- 横浜税関としては、本件に関して、保健所等の指導の下、輸出入者等の方々の安全を確保した上で業務を継続しており、今後も、保健所等の関係機関と緊密に連携し、適切に対応してまいります。

横浜税関 総務部長

や は ば な お ひ こ
矢 幅 直 彦

【問合せ先】

横浜税関 総務部税関広報広聴室

TEL：045-212-6053